

第4次 藍住町男女共同参画プラン

徳島県藍住町

目 次

第1章 プランの概要	1
1 策定の趣旨	1
2 プランの位置付け	1
3 計画期間	2
4 策定方法	3
第2章 策定の背景	5
1 国際社会の動向	5
2 我が国の動向	5
3 徳島県の動向	8
第3章 基本理念と主要課題	10
1 基本理念	10
2 基本方針	10
3 プランの体系	11
第4章 主要課題とその取組	12
基本方針Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	12
基本方針Ⅱ 男女がともに働きやすい環境づくり	16
基本方針Ⅲ 男女がともに安心して暮らせる環境づくり	22
第5章 推進体制の整備	32
指標と数値目標	33
資料編	35

第1章 プランの概要

1 策定の趣旨

少子高齢化の進展により、我が国の総人口は、平成20年（2008年）の1億2,808万人をピークに減少に転じました。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、日本の総人口は50年後には現在の7割に減少し、65歳以上の人口は全体の4割近くになると予想されており、これまでに経験したことのない規模の人口減少社会の到来によって、いま、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

急速な人口減少は、過疎やコミュニティ機能の低下をもたらして地域社会の運営を困難にするおそれがあるため、女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重して責任を分かち合いつつ、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮して社会の担い手となる「男女共同参画社会」の実現は、我が国の持続的発展のために社会全体で取り組むべき重要課題となっています。

本町では、平成18年（2006年）の第4次藍住町総合計画において「人権尊重・男女共同参画の普及」を目標の一つに掲げました。取組を進めるに当たって基本計画策定の必要が生じたため、平成20年（2008年）に藍住町男女共同参画審議会を設置し、翌年「藍住町男女共同参画プラン」を策定しました。以降、2回の改定を経て、「第3次藍住町男女共同参画プラン」（以下「第3次プラン」）に基づく男女共同参画の取組を進めており、平成28年（2016年）策定の第5次藍住町総合計画では、政策目標「協働のまちづくりの推進」の柱の一つに男女共同参画の推進を掲げています。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識や暴力による人権侵害などの解決すべき課題はまだまだ多く残されており、第3次プランの終了に当たり、これまでの取組を継承しつつ、国や県の動向を踏まえて男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進するため、令和7年（2025年）から令和10年度（2028年度）を計画期間とする「第4次藍住町男女共同参画プラン」（以下「本プラン」とします。）を策定するものです。

2 プランの位置付け

（1）プランの基本的性格

本プランは、第5次藍住町総合計画を上位計画とし、「男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための市町村男女共同参画計画」として策定します。

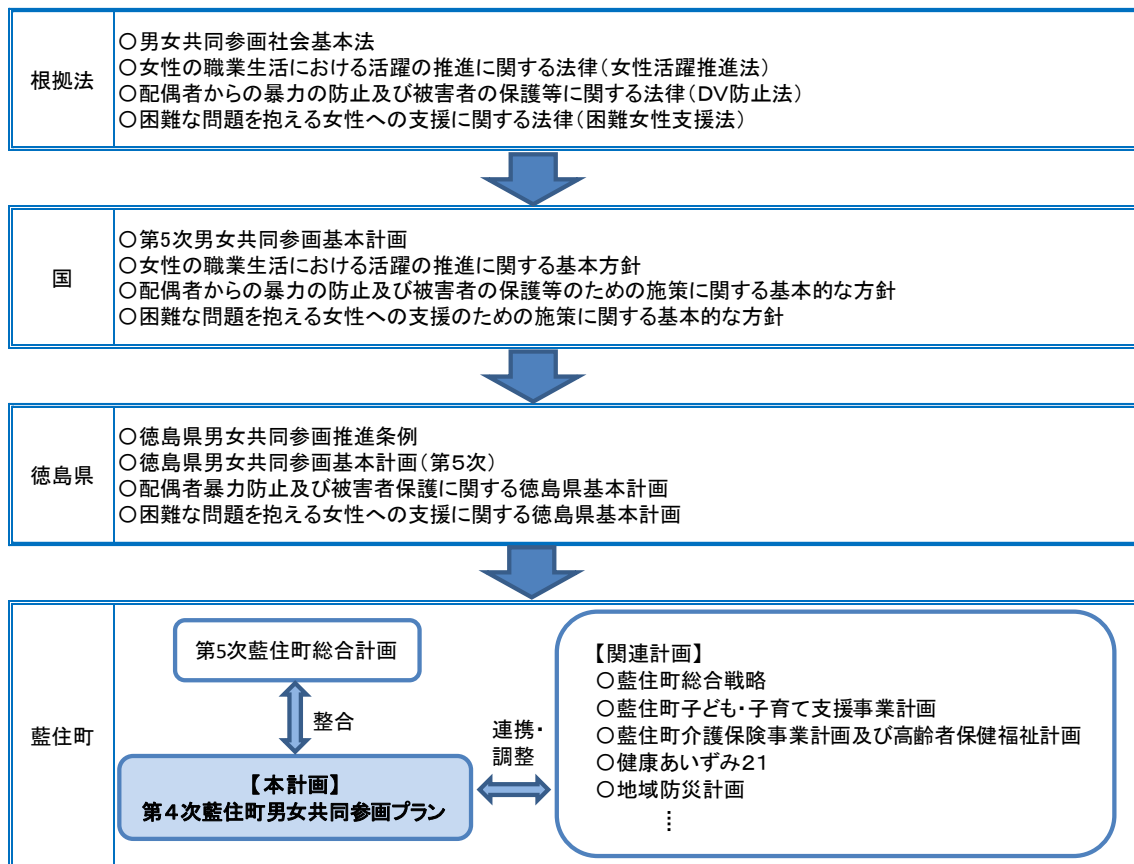
また、本プランの施策6～12をもって「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」とします。）第6条第2項に基づく市町村推進計画」、本プランの施策15～19をもって「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」としま

す。)第2条の3第3項に基づく市町村基本計画」及び本プランの施策25～27をもって「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下「困難女性支援法」とします。)第8条第3項に基づく市町村基本計画」に位置付けます。

(2) 関連計画との整合

本プランは、「男女共同参画社会基本法」を根拠法とし、国・県の男女共同参画基本計画、本町の総合計画の基本方針との整合及び関連諸計画と連携・調整して策定します。

図1 プランの位置付け



3 計画期間

本プランの計画期間は、第3次プランに引き続く令和7年(2025年)から令和10年度(2028年度)までとします。

計画期間中は、社会情勢の変化や国・県の行政施策の動向などを踏まえ、必要に応じて内容の検討と見直しを行います。

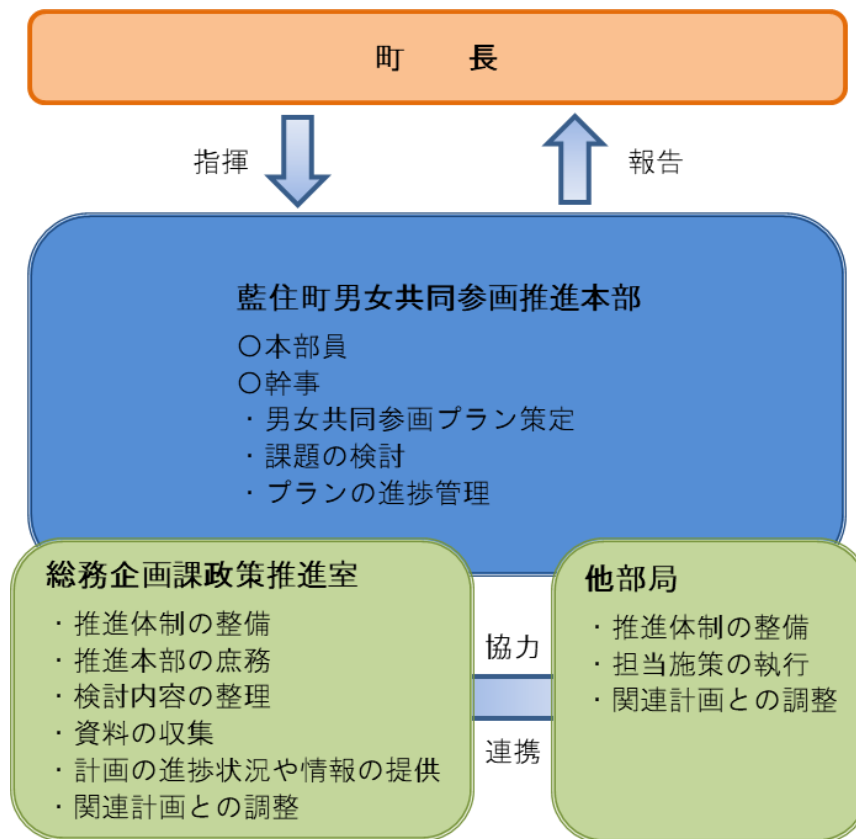
4 策定方法

(1) 推進体制

本町では、男女共同参画基本計画の策定及び施策の総合的推進を図るため、全庁の幹部職員で構成する男女共同参画推進本部を常設しています。

本プランの策定に当たっては男女共同参画推進本部において、課題の検討と素案の作成を担当するほか、プラン策定後は取組の進行管理を行います。

図2 推進体制



(2) 町民意識調査の実施

調査対象：令和6年8月1日現在、町内に住所を有する18歳以上の者

調査期日：令和6年8月8日（木）から8月26日（月）まで

アンケートの配布及び回収方法：個別郵送により、調査用紙を送付・回収

回答状況：送付者1,800人に対する有効回答435人（有効回答率24.2%）

送付数			有効回答数				有効回答率		
男性	女性	全体	男性	女性	不明	全体	男性	女性	全体
842	958	1,800	187	246	2	435	22.2%	25.7%	24.2%

(3) 第3次プランの取組成果と現状値

第3次プランの指標に基づく取組成果と現状値は、次のとおりとなっています。

なお、目標値以上のものを「達成」、目標値の8割に達したものを「概ね達成」、目標値の8割未満となったものを「未達成」としています。

主要課題	指 標	単位	進捗値					実績値	目標値	評価
			H31・R1	R2	R3	R4	R5（一部R6）			
【主要課題1】 男女共同参画の視点に 立った意識づくり	町民参加型講座の開催	回／年	1	0	3	3	1	1.6	2	概ね達成
	広報・エーアイテレビ等での人権・男女共同に関する広報・啓発	回／年	1	2	7	5	4	3.8	3	達成
	町職員・教職員への人権・男女共同参画に関する研修会	回／年	2	2	2	2	2	2.0	2	達成
	町民意識調査の実施	回／5年	-	-	-	-	1	1.0	1	達成
【主要課題2】 人権尊重・男女共同参画に関する教育・学習 機会の充実	教職員やPTAへの人権・男女共同参画に関する研修会	回／年	1	0	1	2	1	1.0	2	未達成
	「男女共同参画」の用語周知度	%	-	-	-	-	79.5	79.5	100	未達成
	保育所待機児童の数（4月1日現在）	人	0	1	9	0	0	0	0	達成
【主要課題3】 家庭生活・地域生活等 と仕事の両立	板野東部ファミリー・サポート・センターの会員数	人	1,143	1,098	1,082	1,042	1,044	1,044	1,200	概ね達成
	男性町職員の育児休業取得率	%	0.0	100.0	25.0	100.0	80.0	80.0	10	達成
	女性町職員の育児休業取得率	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100	達成
	男性の家庭生活に関する講座開設数	講座／年	4	0	0	0	2	1.2	4	未達成
	「ワーク・ライフ・バランス」の用語周知度	%	-	-	-	-	75.4	75.4	100	未達成
	「男女雇用機会均等法」の用語周知度	%	-	-	-	-	93.1	93.1	100	概ね達成
【主要課題4】 就業の分野における男女 共同参画の推進	「育児・介護休業法」の用語周知度	%	-	-	-	-	94.0	94.0	100	概ね達成
	「赤ちゃん先生教室」の開催	回／年	23	2	7	23	23	15.6	24	未達成
	地方自治法第202条の3に基づく審議会等の女性登用率	%	35.1	34.6	39.5	34.9	36.0	36.0	40	概ね達成
【主要課題5】 就業の分野における男女 共同参画の推進	地方自治法第180条の5に基づく委員会等の女性登用率	%	14.3	14.3	21.4	21.4	25.0	25.0	20	達成
	町職員管理職の女性登用率	%	45.2	41.4	52.8	56.7	62.5	62.5	45	達成
	自治会長の女性就任率	%	21.0	25.4	26.8	23.2	25.2	25.2	40	未達成
【主要課題6】 地域における男女共同 参画の推進	外国語講座の開催数	講座／年	2	5	4	4	4	3.8	6	未達成
	外国語母子手帳の交付率	%	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100	達成
	広報・エーアイテレビ等でのDV根絶に関する広報・啓発	回／年	4	3	3	2	2	2.8	2	達成
【主要課題7】 あらゆる暴力の根絶と 被害者の支援	「DV防止法」の用語周知度	%	-	-	-	-	93.1	93.1	100	概ね達成
	DV根絶に関する展示・町民参加型研修会の開催	回／年	1	1	3	2	3	2.0	2	達成
	DV被害の公的機関相談先を「知らない」率	%	-	-	-	-	60.5	60.5	0	未達成
	特定健康診査の受診率	%	30	29.2	26.1	29.6	33.8	33.8	60	未達成
【主要課題8】 生涯を通じた健康支援 と福祉の充実	子育て世代包括支援センターの設置数	か所	1	1	1	1	1	1	1	達成
	女性を対象とした防災講座の開催	講座／年	13	1	1	2	2	3.8	2	達成
【主要課題9】 安心して暮らせるまち づくり	自主防災組織の世帯加入率（組織率）	%	71.2	71.2	71.5	71.5	72.4	72.4	100	未達成
	防災会議委員の女性登用率	%	-	-	6.3	12.5	18.75	18.75	10	達成
	街路灯・防犯灯の設置数	基	2,509	2,522	2,533	2,533	2,539	2,539	2,600	概ね達成

注) 実績値のうち、講座・研修については、平成31年度から令和5年度の平均で表示。

その他については、最終年度の進捗値を実績値。

用語周知度については令和6年度の実績。

第2章 策定の背景

1 国際社会の動向

国際連合では、昭和21年（1946年）に「婦人の地位委員会」を設置し、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」と定めてこれに続く10年間を「国連婦人の10年」と位置付け、昭和54年（1979年）の国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」が採択されるなど、女性の地位向上のための様々な運動が展開されてきました。

平成27年（2015年）に、国連持続可能な開発サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs）の一つに、ジェンダー平等を実現するための目標が掲げられ、誰一人として取り残さないことを目指して取り組むことが宣言されています。

最近の動向としては、令和6年（2024年）に第68回国連女性の地位委員会が開催され、「ジェンダーの視点からの貧困撲滅、機構強化、資金動員によるジェンダー平等達成と女性・女児のエンパワーメントの加速」を優先テーマとして協議等も行われるなど、女性の地位向上を目指した国際的な取組は、現在も積極的に進められています。

一方、世界経済フォーラムが令和6年（2024年）6月に発表した「ジェンダー・ギャップ指数」（GGI¹）では、特に「政治」と「経済」の分野において我が国の男女の格差が大きいことが挙げられるなど、男女共同参画において取り組むべき課題は多く残されています。

2 我が国の動向

（1）第5次男女共同参画基本計画

我が国では、国際婦人年を受けて昭和50年（1975年）に「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52年（1977年）に「国内行動計画」が策定されました。その後、昭和60年（1984年）に「男女雇用機会均等法」が制定され、同年「女子差別撤廃条約」が批准されました。

平成11年（1999年）、男女共同参画社会の形成に関する基本理念及び国、地方公共団体及び国民の責務を定めた「男女共同参画社会基本法」が施行され、同法に基づき、翌年「第1次男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けた施策が示されました。以後、改訂を経て、令和2年（2020年）12月に「第5次男女共同参画基本計画」（以下「第5次計画」とします。）が策定されています。

第5次計画では、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、ジェンダー平等に係る多国間合意の着実な履行の観点から次の4つの目指すべき社会像を掲げています。

¹ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index）：世界経済フォーラムが各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味する。令和6年（2024年）の我が国の値は0.663となっている。

【第5次男女共同参画基本計画における目指すべき社会】

- 1 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 2 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 3 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- 4 あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

(2) 女性活躍の推進

平成 27 年（2015 年）9 月に施行された女性活躍推進法は、次の 3 つの基本原則を掲げています。

【女性の職業生活における活躍推進の 3 つの基本原則】

- 1 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- 2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 3 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

この基本原則に基づいて国が基本方針を策定し、都道府県や市町村は基本方針等を勘案して域内の推進計画の策定に努めることとされています。また、国や地方公共団体、労働者が 301 人以上の民間事業主に対しては、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合など、定量的な数値目標と実施しようとする取組を定めた一般事業主行動計画の策定と届出、情報公表が義務付けられました。

さらに、平成 30 年（2018 年）5 月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者数ができる限り均等となることなどを基本原則に国・地方公共団体の責務や目標が定められ、我が国において男女の格差が大きい政治分野において男女共同参画の一層の促進が期待されています。

また、令和元年（2019 年）に法改正、令和 4 年（2022 年）4 月より施行されている女性活躍推進法では、一般事業主行動計画の策定及び女性活躍に関する情報公表を義務付ける対象が、常時雇用する労働者数が 301 人以上から 101 人以上の事業主に拡大され、大企業だけではなく、中小企業にとっても向き合うべき課題となりました。

(3) 子ども・子育て支援の推進

平成 27 年度（2015 年度）に子ども・子育て支援新制度が開始されました。この制度は、消費税率引上げによる増収分を活用して子育てを社会全体で支えようとするもので、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充と質の向上を推進しています。

さらに、平成 28 年度（2016 年度）には「仕事と子育ての両立支援」のために企業主導型保育事業等の取組が創設されています。

平成 3 年（1991 年）より施行されている「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」とします。）」が、令和 3 年（2021 年）に改正され、育児を行う労働者が「子の看護休暇」を時間単位で取得することが可能となり、さらに令和 4 年（2022 年）の改正で、「産後パパ育休」の創設、育児休業の分割取得等、男女ともに仕事と育児等を両立できるよう拡充されました。

令和 6 年（2024 年）の改正では子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、3 歳以上小学校就学前までの子を養育する労働者が、始業時間等の変更、テレワーク等を選択して利用可能とすること等が義務付けられました。

併せて次世代を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成 17 年に施行された 10 年間の時限立法（令和 6 年改正により令和 17 年 3 月 31 日まで延長）である「次世代育成支援対策推進法」では、事業主に対し、育児休業の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定及び公表義務の拡大が令和 7 年度より新たに義務付けられます。

(4) ストーカー規制法の改正・DV 防止法

「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」が平成 25 年（2013 年）に改正され、ストーカー行為（つきまとい等を繰り返すこと）の禁止命令を出す権限が、被害者の居住地だけでなく加害者が住む地域を管轄する公安委員会にも与えられるようになったほか、繰り返し迷惑メールを送信することもストーカー行為に加えられました。

また、平成 29 年（2017 年）の改正では、被害者の住居等の付近をみだりにうろつく行為、SNS を利用したメッセージの送信等が規制対象となりました。令和 3 年（2021 年）の改正では、店舗や旅行先等被害者が実際にいる場所をみだりにうろつく行為等や、GPS 機器等を使用し被害者に無承諾で位置情報を取得すること等が規制対象に加えられるなど、ストーカー行為の多様化に対応する形で改正が行われました。

DV 防止法の一部改正により、配偶者からの暴力だけでなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても、配偶者からの暴力についての規定に準じて法の適用対象とされました。

令和 5 年（2023 年）の改正では、加害者が被害者へ接近することを禁止する保護命令制度の拡充が行われ、身体に対する暴力だけでなく、脅迫による精神的な暴力も対象とされたことに加え、保護命令違反について厳罰化されました。

(5) 困難女性支援法の施行

女性をめぐる課題は、生活困窮、性犯罪被害、家庭関係破綻など、複雑化、多様化、複合化していることがコロナ禍により顕在化し、新たな枠組みとして令和6年(2024年)に困難女性支援法が施行されました。本法は、困難な問題を抱える女性が自らの意思を尊重されながら、置かれた状況に応じた支援を受けられることにより、その福祉が増進され、自立して暮らすことができる社会を実現することを目的としています。

3 徳島県の動向

徳島県では、平成8年(1996年)に「徳島県男女共同参画推進本部」を設置し、平成9年(1997年)に「徳島県女性総合計画」(女と男(ひととひと)輝くとくしまプラン)が策定されるなど、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策が推進されてきました。

平成14年(2002年)に「徳島県男女共同参画推進条例」が施行され、平成17年(2005年)に「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」が策定されました。平成18年(2006年)には、男女共同参画推進の拠点となる「徳島県立男女共同参画交流センター(フレアとくしま)」が設置され、令和3年(2021年)から「徳島県立男女共同参画総合支援センター(ときわプラザ)」に名称変更されています。

平成19年(2007年)に「徳島県男女共同参画基本計画」が策定され、4回の改定を経て令和5年(2023年)に「徳島県男女共同参画基本計画(第5次)」が策定されました。

「徳島県男女共同参画基本計画(第5次)」では、3つの基本方針の下に12の主要課題と34の具体的な推進方策が体系としてまとめられ、主要課題の着実な推進のため「総合的な推進体制の整備」を13番目の柱に位置付けています。

【徳島県男女共同参画基本計画（第5次）における計画の体系】

基本方針	主要課題	推進方策
I あらゆる分野で女性が活躍できる基盤づくり	1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援	(1) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境等の整備促進
		(2) 女性のキャリアアップに対する支援、デジタル人材の育成
		(3) 男女間賃金格差への対応
		(4) 起業・創業への支援
		(5) 女性の参画が少ない分野での活躍促進
		(6) 職場におけるハラスメントの防止対策の推進
	2 多様な働き方の創出による女性の活躍推進	(1) テレワークの一層の普及など、多様で新しい働き方の創出
		(2) 働き方改革の推進
	3 仕事と生活の調和を図るために必要な基盤の整備	(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・促進
		(2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援策の充実
	4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(3) 男性の育児休業取得等の推進
		(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進
II 安全・安心に暮らせる環境づくり	5 女性に対するあらゆる暴力の根絶	(2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援策の充実
		(3) 男性の育児休業取得等の推進
		(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進
		(2) 男女共同参画を推進するグローバル人材の養成
	6 生活上の困難を抱える女性等への支援	(1) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援
		(2) 性犯罪・性暴力・AV出演被害対策の推進・強化及び被害者支援
		(3) ストーカー行為等への対策の推進・強化
	7 生涯にわたる健康づくりへの支援	(4) 加害者の再犯防止に関する取組
		(1) ひとり親家庭等への支援
	8 防災・事前復興における男女共同参画の推進	(2) 若年者の妊娠等への支援
		(3) 困難な問題を抱える女性に対する支援体制の整備
III 地域でともに支え合う社会づくり	9 男女共同参画の推進に向けた意識啓発	(1) 男女共同参画と医療・健康・スポーツ、ライフステージに応じた女性の健康保持
		(2) 妊娠・出産等に関する健康支援
		(1) 男女共同参画の視点に立った防災・事前復興
	10 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	(2) 男女共同参画の視点に立った避難所運営等の確立
		(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進
	11 地域社会における男女共同参画の推進	(2) 男性にとっての男女共同参画の推進
		(3) 総合相談体制の充実・強化
		(1) 人権尊重と男女平等を推進する教育・学習の充実
	12 誰もがいきいきと輝くダイバーシティ社会の実現	(2) 子どもにとっての男女共同参画の推進
		(1) 地域における男女共同参画の推進
総合的な推進体制の整備		(2) 地方創生の推進と男女共同参画
		(3) 環境保全への寄与
		(1) 高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる社会づくり
		(2) 多様な人権尊重
総合的な推進体制の整備		(1) 県の推進体制の充実
		(2) 男女共同参画総合支援センター「ときわプラザ」を核とした男女共同参画の推進
		(3) 県民、事業者、市町村、NPO 等との連携
		(4) 施策に関する申出の処理の円滑化

「徳島県男女共同参画基本計画（第5次）」令和5年10月

第3章 基本理念と主要課題

1 基本理念

現在、本町の最上位計画となる第5次総合計画では、町の将来像を「みんな色で染めるまち・藍住」とし、各分野で住民と行政が協働し、誰もが美しいと思える色でまちを染めることを目指しています。

第5次総合計画の下、本町の第3次プランは、「性別にかかわらずみんなが支え合い自分の個性と色合いが生きるまち あいずみ」を基本理念とし、性別にかかわらず誰もが互いを支え合い、個性と能力が発揮できるまちづくりを目指し、取組を進めてきました。

本プランにおいては、この基本理念を継承し、人権尊重と男女共同参画の更なる浸透を図るとともに、男女がともに働きやすく、安心して暮らせる社会の実現に向けた取組を引き続き推進します。

性別にかかわらずみんなが支えあい
自分の個性と色合いが生きるまち あいずみ

2 基本方針

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本方針を定めます。

基本方針Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

基本方針Ⅱ 男女がともに働きやすい環境づくり

基本方針Ⅲ 男女がともに安心して暮らせる環境づくり

基本方針の下に主要課題を設定し、具体的な施策を位置付けてプランの体系とします。

3 プランの体系

基本方針		主要課題		施策		
Ⅰ	人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	1	人権尊重・男女共同参画の推進に向けた意識づくり	1	個人の尊厳と人権を尊重する啓発活動の推進	
				2	男女共同参画に関する広報・啓発の推進	
				3	男女共同参画に関する情報・基礎資料の収集	
		2	人権尊重・男女共同参画に関する教育・学習機会の充実	4	男女共同参画の視点に立つ学校教育の推進	
				5	男女共同参画の視点に立つ家庭・地域教育の推進	
Ⅱ	男女がともに働きやすい環境づくり	3	家庭生活と職業生活の両立支援	6	保育施設・子育て支援の充実	女性活躍推進計画
				7	ワーク・ライフ・バランスの普及・促進	
		4	就業の分野における男女共同参画の推進	8	雇用の分野における男女共同参画	
				9	多様な就業ニーズを踏まえた職場環境の整備	
				10	女性の雇用機会・就業分野の拡大	
		5	政策・方針決定過程への女性参画の推進	11	審議会・委員会等への女性参画の推進	
				12	管理職への女性職員の登用の推進	
		6	地域における男女共同参画の推進	13	地域における男女共同参画の促進	
				14	多文化共生の促進	
		Ⅲ	男女がともに安心して暮らせる環境づくり	7	あらゆる暴力の根絶と被害者の支援	15
16	研修会等の開催					
17	被害者等の保護及び自立支援					
18	相談体制の確立					
19	関係機関との連携					
8	生涯を通じた健康支援と福祉の充実			20	生涯を通じた健康支援	
				21	妊娠出産期における健康支援	
				22	高齢者の生活安定と自立支援	
				23	障がいのある人の生活安定と自立支援	
				24	多様な家族形態への支援	
9	困難な問題を抱える女性への包括的かつ切れ目のない支援			25	支援体制の確立	支援困難女性計画
				26	相談窓口の周知	
				27	関係機関との連携	
10	安心して暮らせるまちづくり			28	男女共同参画の視点に立つ地域防災の推進	
				29	防犯・交通安全対策の強化	
推進体制の整備				1	庁内推進体制の整備	
				2	計画の進行管理	
				3	町と事業者・各種団体等との協働と連携	

女性活躍推進計画

基本DV計画

支援計画

第4章 主要課題とその取組

基本方針Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

男女共同参画意識に関する現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、男女の人権が尊重され、多様性を認め合うことが必要です。そのために、社会全体で意識改革に取り組み、一人一人が「意識する」「考える」「行動する」ことが求められています。しかし、現状として「夫は仕事、妻は家庭」といった固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）が根強く残っており、男女共同参画の大きな妨げとなっています。

令和6年8月時点の本町町民の男女共同参画に関する意識を調査するため「令和6年度町民意識調査」を行いました（3ページ参照）。調査結果によると、「社会の全体・分野別の男女の地位の平等感」（図1）については、「家庭生活」「職場」等7つの分野及び「社会全体」のいずれにおいても、「男性の方が優遇されている」と考える回答者が「女性の方が優遇されている」と考える回答者を大きく上回っています。

「男女平等の実現に重要だと思うこと」（図2）については、「男女を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、習慣・しきたりなどを改めること」が男女ともに最多の回答であり、固定的性別役割分担意識が男女平等社会の実現を阻害する大きな原因の一つであると認識しつつも、未だ実生活に根付いていることが見て取れます。

次に、「家庭における家族の役割分担」（図3）の回答結果より、「掃除」「食事の支度」「食後の跡片付け、食器洗い」「育児」「介護」の5つの分野のいずれにおいても、『妻（女性が「自分」男性が「配偶者」と回答したもの）』が多くを担う現状が明らかです。

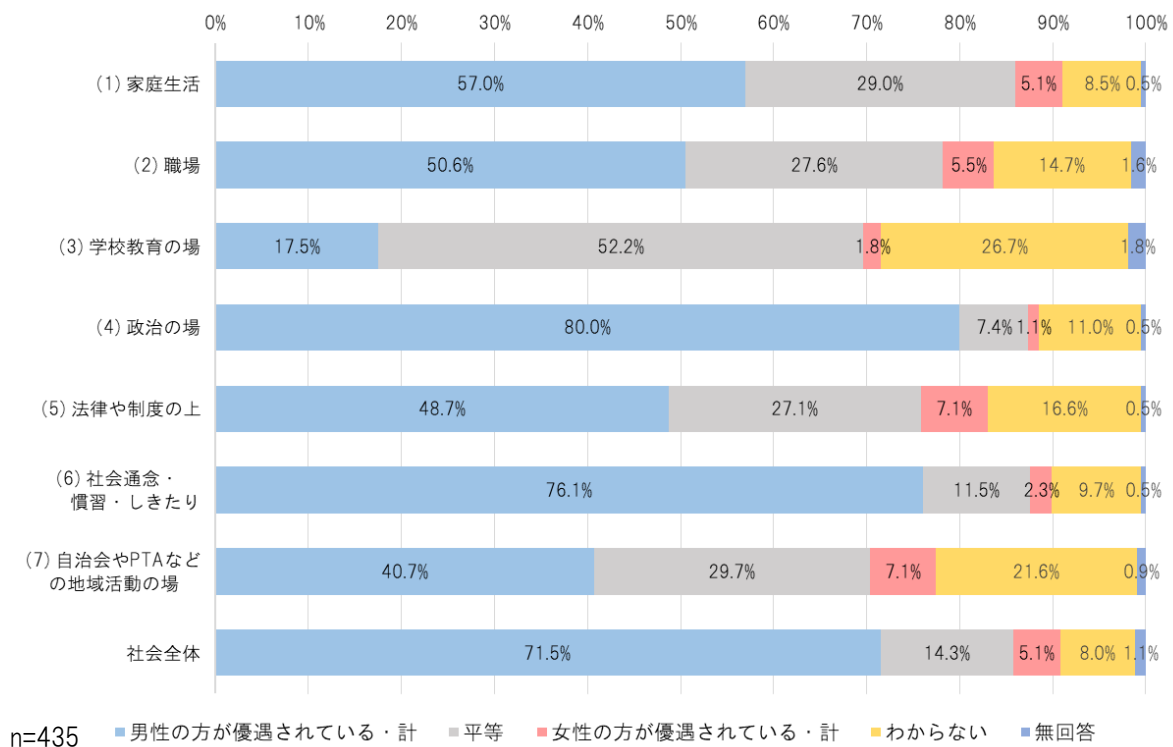
「男女共同参画に関する用語の認知度」（図4）では、今回新設した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を除き、いずれの項目においても前回調査時点に比べ認知度は上昇しています。しかし、項目別の認知度では、「女子差別撤廃条約」「女性活躍推進法」が6割、「ポジティブ・アクション（積極的改善措置）」「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」は5割を下回る結果となっています。

本町では、男女共同参画プランに基づく取組を進めてきましたが、町民意識調査の結果からは、町民の意識に男女共同の視点が十分には浸透していないという結果が判明しました。引き続き男女共同参画に係る法令、制度及び計画等の周知を図り、男女の人権を尊重し、互いに社会に共同して参画する意識づくりのための広報・啓発に取り組む必要があります。

また、固定的な社会通念や習慣を払拭するためには、「固定的な性別役割分担意識」及び「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）」についての、正しい知識と理解が必要であり、幼い頃からの意識づけが重要となります。学校教育における学習機会の充実や、性別に関わりなく個人の能力に応じた進路の選択がなされるよう取り組む必要があります。

注）本章の図（令和6年町民意識調査結果）において、集計した割合は少数第二位を四捨五入で表示するため、端数の関係で合計が合わないことがあります。また、複数回答可能なものについては、合計が100%を超えることがあります。

図1 社会の全体・分野別の男女の地位の平等感（令和6年町民意識調査結果）



注）「男性の方が優遇されている・計」は「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」の回答の合計、「女性の方が優遇されている・計」は「女性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば、女性の方が優遇されている」の回答の合計を表しています。

図2 男女平等の実現に重要だと思うこと（令和6年町民意識調査結果）

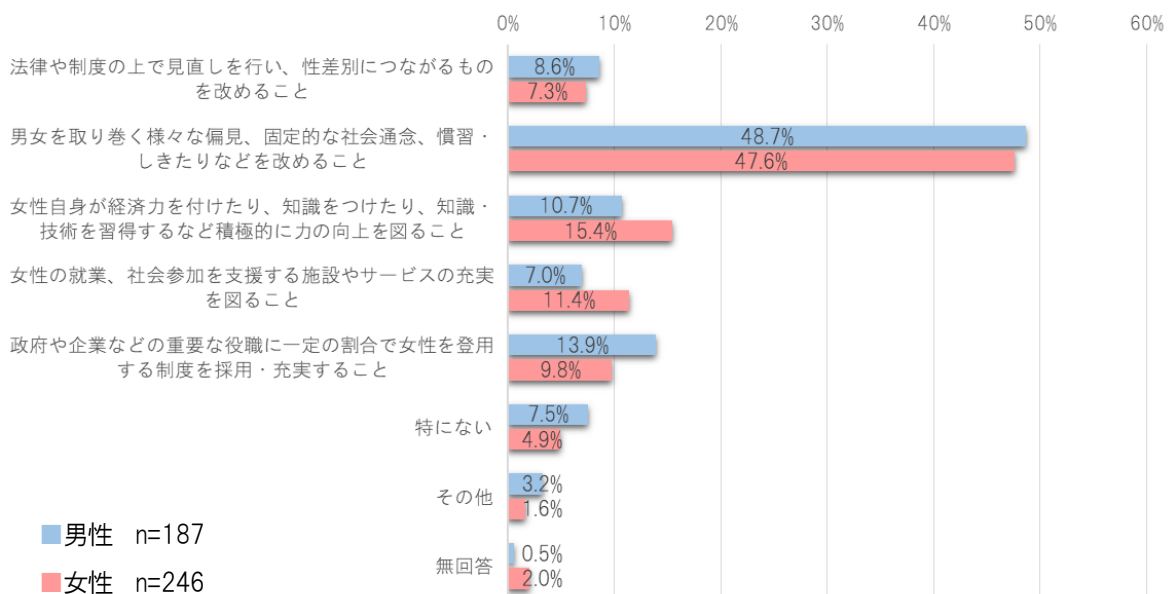
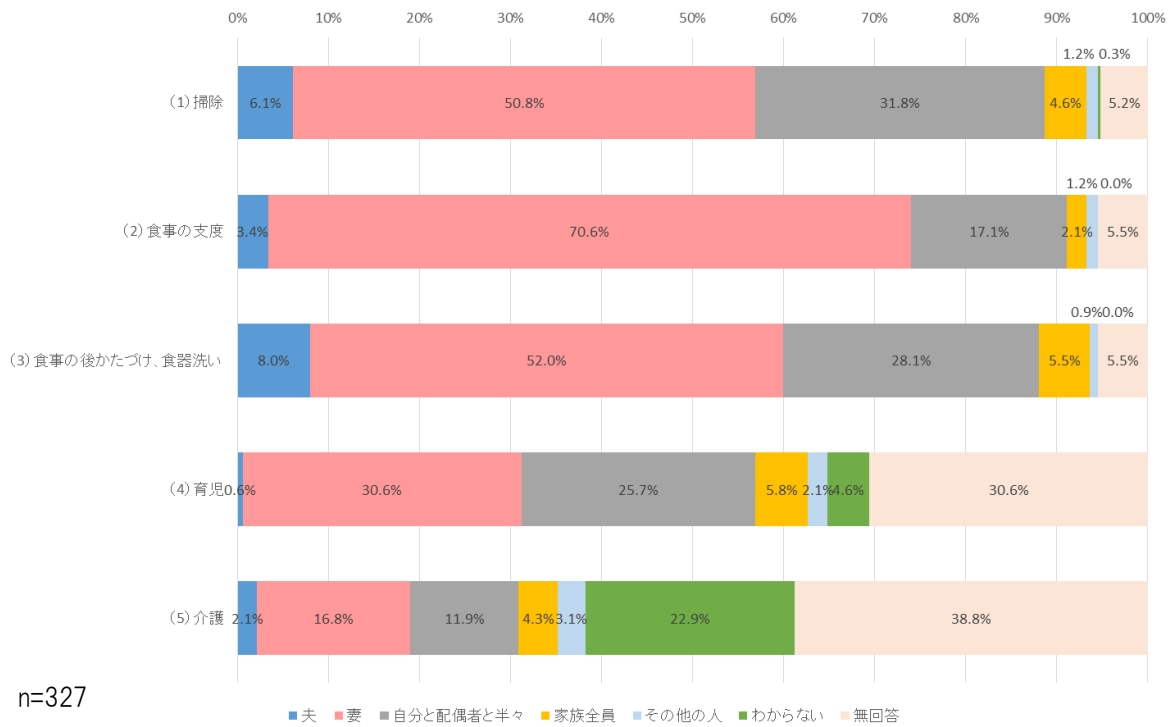
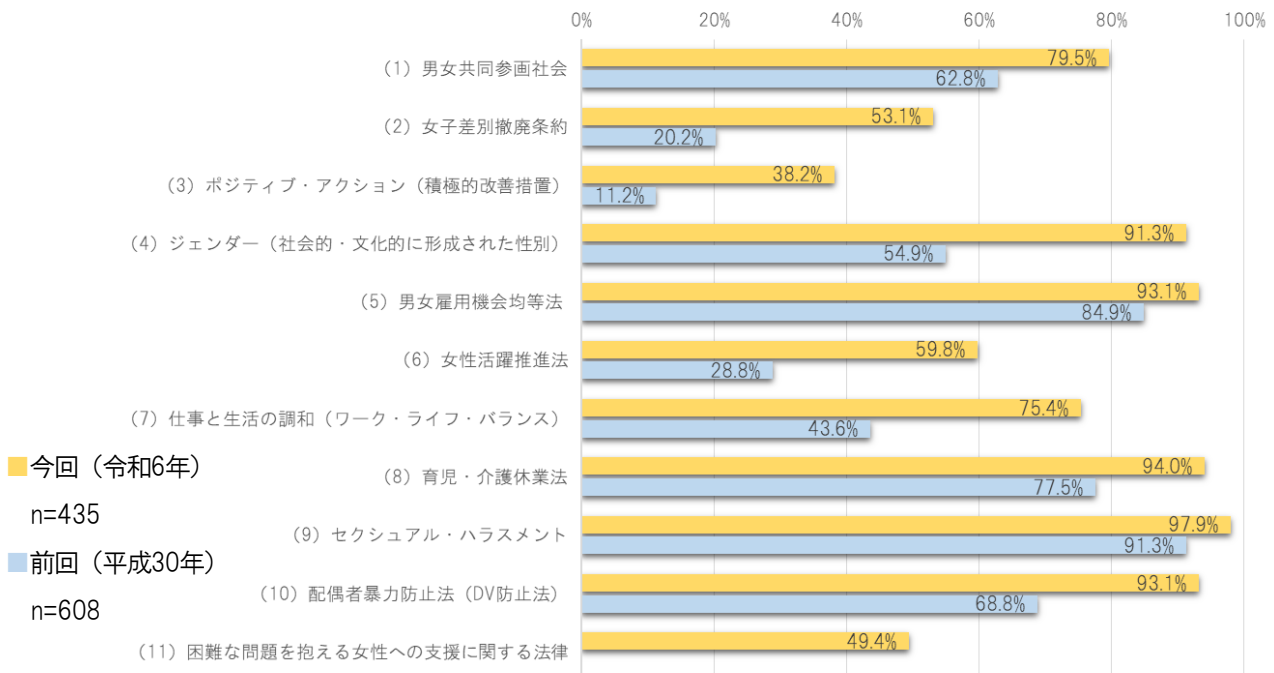


図3 家庭における家族の役割分担（令和6年町民意識調査結果）



注) 「夫」は、男性が「自分」女性が「配偶者」の回答の合計、「妻」は、女性が「自分」男性が「配偶者」の回答の合計を表しています。

図4 男女共同参画に関する用語の認知度（平成30年及び令和6年町民意識調査結果）



主要課題1 人権尊重・男女共同参画の推進に向けた意識づくり

施 策	取 組 内 容	担当課
個人の尊厳と人権を尊重する啓発活動の推進	○男女平等及び人権尊重をテーマにした講演会や研修会を開催し、啓発に取り組みます。 ○町民参加型の講演会等を通じて町民への啓発を推進します。	教育委員会 福祉課
男女共同参画に関する広報・啓発の推進	○広報あいずみや町ホームページ等の町が発行する情報発信媒体において、「固定的な性別役割分担意識」及び「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」の払拭に努めます。	全庁
	○広報あいずみやエーアイテレビ等を通じて、男女共同参画に係る法令、制度、計画の周知を図る広報・啓発に努めます。 ○男女共同参画週間に合わせたパネル展示を役場ロビーで実施します。	総務企画課 政策推進室
	○町職員（教職員含む）に定期的に人権や男女共同参画に関する研修を実施し、意識の浸透を図ります。	総務企画課
男女共同参画に関する情報・基礎資料の収集	○国・県との連携や町民意識調査の実施など、男女共同参画に関する基礎資料の収集や現状把握に努めます。 ○町ホームページにおいて、町民が男女共同参画に関する資料が入手できるよう充実に努めます。 ○庁舎や出先施設の情報コーナーを活用し、リーフレットなどの啓発資料を配布します。	総務企画課 政策推進室

主要課題2 人権尊重・男女共同参画に関する教育・学習機会の充実

施 策	取 組 内 容	担当課
男女共同参画の視点に立つ学校教育の推進	○学校における男女差別や役割分担意識の解消に努めます。 ○学校教育において一人一人の個性や能力を尊重するとともに、人権の尊重、男女平等について学習・指導の充実に努めます。 ○スクールカウンセラーや関係機関との連携により、学校の相談体制の整備に努めます。	教育委員会
男女共同参画の視点に立つ家庭・地域教育の推進	○小中学生による人権学習発表会及び講演会等を開催し、学校・家庭・地域における連携を図ります。 ○男女共同参画に関する生涯学習の機会充実に努めます。	教育委員会
	○地域社会において男女共同参画を促進するため、地域の中心となって活動するリーダーの育成に努めます。	総務企画課 政策推進室

基本方針Ⅱ 男女がともに働きやすい環境づくり

女性の就業、ワーク・ライフ・バランスに関する現状と課題

少子・高齢化、核家族化などが進行する社会状況の中、地域の継続した発展のためには、男女がともに協力し安心して子どもを産み育て、社会の担い手として働き続けることが重要です。同時に、誰もが自分の望むライフスタイルを確立できるように、家庭生活と職業生活が両立できる環境づくりを進めていく必要があります。そのためには、労働者、事業者、国、地方公共団体が連携し、働き方の見直しを進めていかなければなりません。

令和6年町民意識調査結果中、「女性の就業に関する意識」(図5)では、「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」と答えた人が58.9%で最も多くなっています。一方、「男性の職業と家庭の役割に関する意識」(図6)では、「男性は仕事の責任が重く、家庭よりも仕事を優先しても仕方ない」の項目で、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人が50.5%となっています。

「本町の女性就業率」(図7)では、子育て期に当たる30歳代前半が前後の年代よりも就業率が低く「M字カーブ²」を呈しています。令和2年はコロナ禍という特殊な社会情勢であり、20歳代から50歳代の女性就業率は一部を除き平成27年に比べ低くなっていますが、30歳代後半から50歳代前半にかけては横ばいで推移し、カーブの形が「台形」に近づいています。しかし、30歳代前半では依然として出産等による離職が多いことが見て取れます。

次に、令和6年町民意識調査結果から「女性が同じ職場で働き続けるために必要なことについて」(図8)を見ると、男女ともに最も多い回答は「保育や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」であり、子育て世代の女性が安心して働き続けられる環境整備が求められています。

本町では、認可保育所の整備拡大、幼稚園における預かり保育・放課後児童クラブによる学童保育そのほか一時保育、休日保育、病児保育など様々な保育サービスを実施し、子育て環境の充実を図っていますが、女性が出産・育児によって自己のキャリアを中断することなく働き続けられるよう、安心して子育てができる環境をいっそう充実していく必要があります。また、高齢化社会が進行する中、家族を介護する場面も増えています。介護についても誰もが仕事と両立できるよう、制度の周知に努める必要があります。

また、令和6年町民意識調査結果の「希望するライフスタイル、現在のライフスタイル」(図9)を見ると、希望するライフスタイルでは、「仕事と家庭をともに優先」と答えた人が39.8%で最も多くなっていますが、現在のライフスタイルでは「家庭生活を優先」が29.0%で最も多くなっています。「仕事を優先」については、希望するライフスタイルでは1.8%ですが、現在のライフスタイルでは16.3%となっており、理想と現実のギャップが最も大きくなっています。

仕事と家庭生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に向けた広報・啓発に努めるとともに、育児休業を取得しやすい環境整備や保育サービスの充実、男女がともに家庭生活や地域活動に参加するための支援など、関係機関と連携し様々な取組を推進する必要があります。

² M字カーブ：日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのM字のような形になること。結婚・出産を機に退職し、子育てが一段落して再就職する女性が多いことによる。

図5 女性の就業に関する意識（令和6年町民意識調査結果）

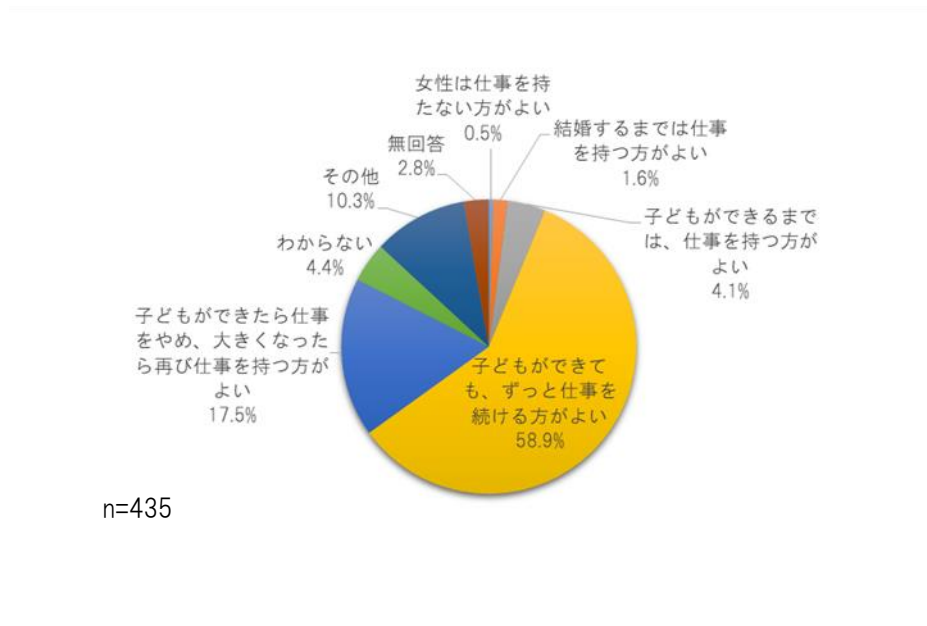


図6 男性の職業と家庭の役割に関する意識（令和6年町民意識調査結果）

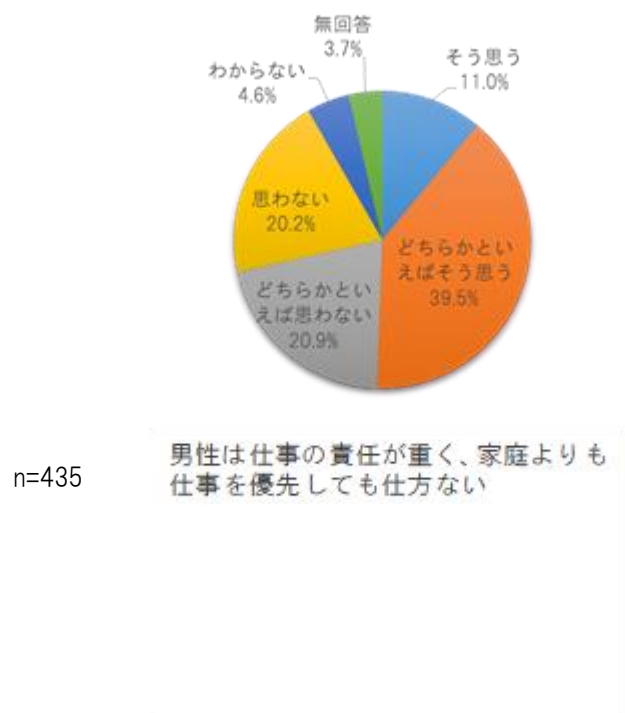


図7 本町の女性就業率（平成27年及び令和2年国勢調査）

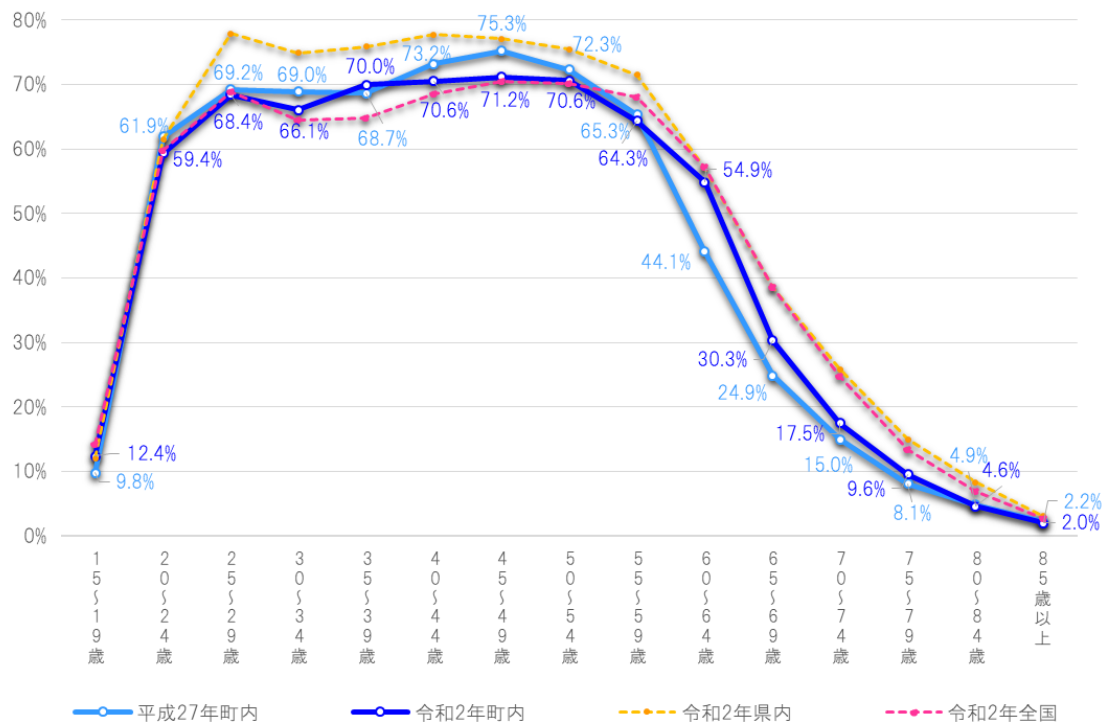


図8 女性が働き続けるために必要なこと（令和6年町民意識調査結果）

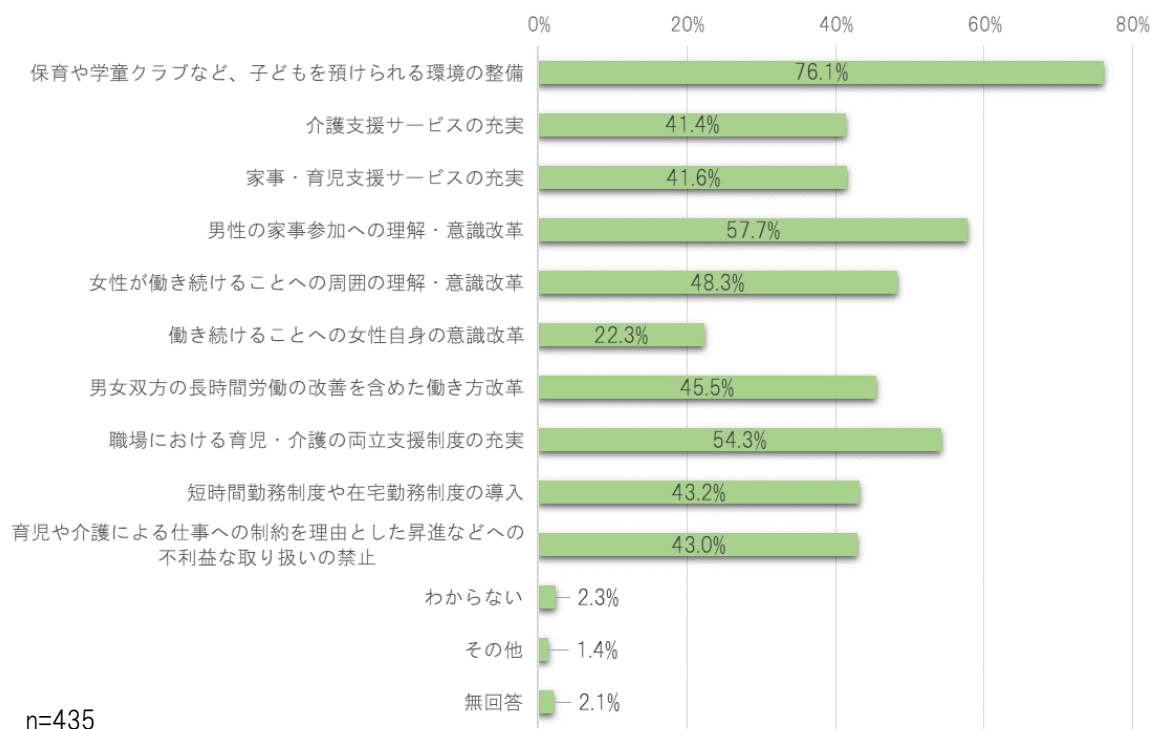
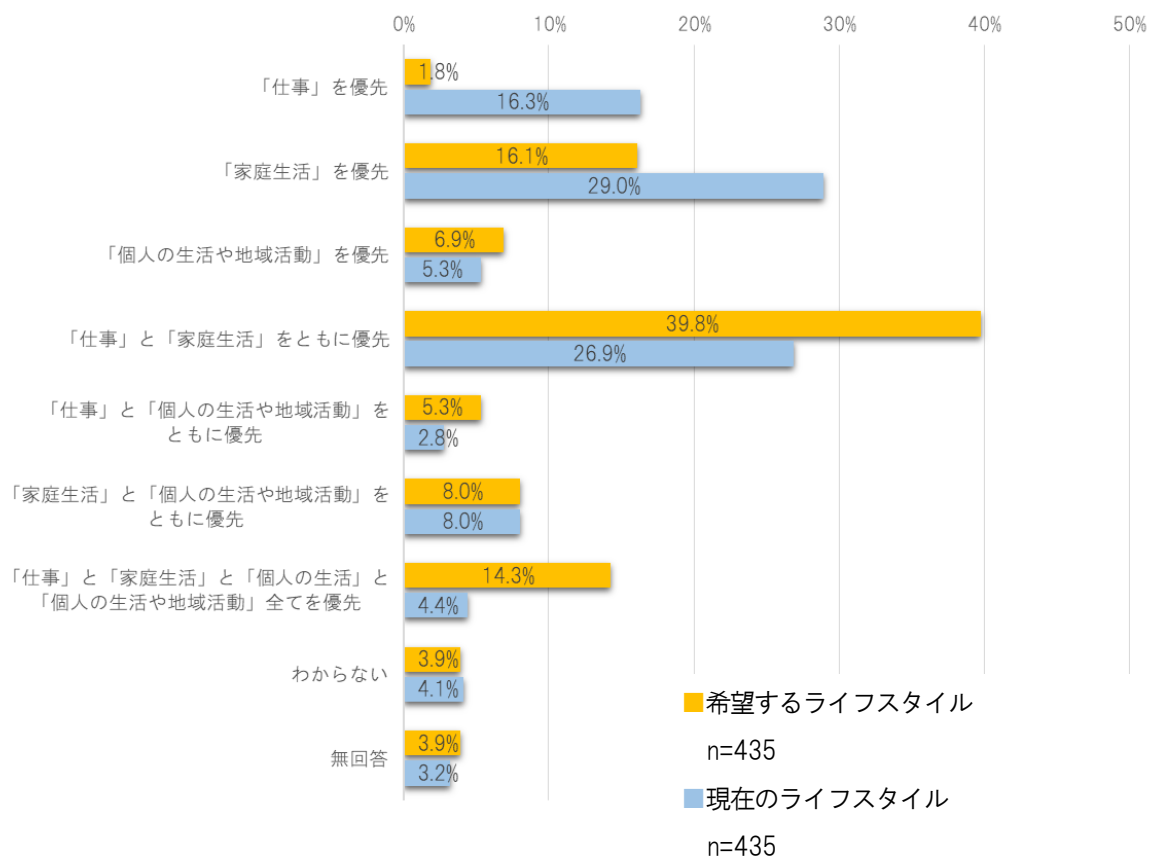


図9 希望するライフスタイル、現在のライフスタイル
(令和6年町民意識調査結果)



女性の社会参画に関する現状と課題

全ての人にとって暮らしやすい社会をつくるためには、法律や制度をはじめとする社会システムがそれにふさわしいものでなければならず、そのためには、男性と同様に女性の考え方や意見が政策や方針決定の場に生かされ、参画できる環境を整えることが大切です。企業・地域社会などの分野で、女性の進出は増加の傾向にありますが、政策・方針等の決定過程などの分野において女性の参画は、諸外国と比べて低い水準にとどまっています。

国の審議会等における女性の占める割合は42.1%（令和5年9月現在）ですが、本町の審議会・委員会等を合わせた女性の登用率は36.6%（令和6年4月現在）となっています。ポジティブ・アクション（積極的改善措置）³を導入するなど、審議会等への女性委員の参画方法を見直し、女性の政策・方針決定過程への参画を推進する必要があります。

また、地域社会の様々な活動は多くを女性が担っていますが、より女性の意見を反映できるよう、地域コミュニティ活動においてリーダーとなる女性への支援や、機運の醸成を推進する必要があります。

本町職員の女性管理職の比率は58.3%（令和6年4月現在）で過半数を超えており、政策・方針

³ ポジティブ・アクション：積極的改善措置。固定的性別役割分担意識や過去の慣行から男女間で格差が生じているとき、不利な格差を是正するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供すること。性別を基準に一定の人数や比率を割り当てるクォータ制などがある。

決定過程への参画が推進されています。引き続き適材適所の登用に留意しながら、男女ともに個人の能力の開発・研さんに努めて職域の拡大を図り、女性比率の現状維持に努める必要があります。

主要課題3 家庭生活と職業生活の両立支援

施 策	取 組 内 容	担当課
保育施設・子育て支援の充実	○幼稚園における預かり保育を実施します。	教育委員会
	○保育施設や相談窓口の充実、子育て支援に努めます。 ○放課後児童クラブの施設整備と利用増進を図ります。 ○板野東部ファミリー・サポート・センターの利用を促進し、子育て支援の充実を図ります。	福祉課
	○乳幼児健診や発達相談等を通じて、子どもの健やかな成長及び保護者の子育てを支援します。	保健センター
ワーク・ライフ・バランスの普及・促進	○女性センターを拠点に、女性に関する様々な情報提供や相談体制の充実と、女性の福祉の増進を図ります。	教育委員会
	○男女の育児休業取得促進など、家庭と職業の両立が可能な職場環境の整備に努めます。 ○男性の育児・介護休業制度などの利用促進を図ります。	総務企画課 総務企画課 政策推進室
	○働き方改革、ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発に努めます。	総務企画課 政策推進室

主要課題4 就業の分野における男女共同参画の推進

施 策	取 組 内 容	担当課
雇用の分野における男女共同参画	○女性の労働条件や就業環境の向上を図るため、広報紙等を通じて男女の均等な雇用機会と待遇の確保に関する広報・啓発に努めます。	総務企画課 政策推進室
	○商工会等と連携し、創業するための知識や技術、経営管理能力等を習得できる講座の開催を支援します。	建設産業課 産業支援室
多様な就業ニーズを踏まえた職場環境の整備	○育児休業・介護休業制度等について周知・啓発活動に努めます。	総務企画課 政策推進室
女性の雇用機会・就業分野の拡大	○育児に携わる女性の就業機会として、「赤ちゃん先生クラス」を開催します。	教育委員会

主要課題5 政策・方針決定過程への女性参画の推進

施 策	取 組 内 容	担当課
審議会・委員会等への女性参画の推進	○審議会や委員会などに女性の登用を進め、政策や方針決定に女性の意見を取り入れた町政を推進します。	全庁
	○実質的な機会均等を実施するための「ポジティブ・アクション（積極的改善措置）」の広報・啓発に努めます。	総務企画課 政策推進室
	○女性自身が政策・政策等決定の場に参画する意識を高めるための啓発に努めます。	
管理職への女性職員の登用の推進	○女性町職員の能力開発、人材育成を促進するため、研修機会の充実に努めます。 ○能力主義の下、女性職員の積極的な管理職登用に努めます。	総務企画課

主要課題6 地域における男女共同参画の推進

施 策	取 組 内 容	担当課
地域における男女共同参画の促進	○自治会その他の地域コミュニティ活動における女性の参画を促進、支援します。	総務企画課
多文化共生の促進	○国際交流協会や民間団体と連携し、外国人が暮らしやすい地域づくりを推進します。	総務企画課 政策推進室
	○外国人向けパンフレットなどで、男女共同参画に関する啓発に努めます。	
	○小学校における英語授業の充実を図ります。 ○グローバル人材を育成するため、海外短期留学やホームステイなどの環境づくりを進めます。また、中学生を対象に英語検定の受験促進を行います。	教育委員会

基本方針Ⅲ 男女がともに安心して暮らせる環境づくり

ドメスティック・バイオレンスに関する現状と課題

男女が互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できることが、男女共同参画社会の実現に向けて必要となります。ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」とします。）、性暴力、ストーカー行為、売買春、セクシュアル・ハラスメント等は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を阻害する重大な障壁となっています。男女がともに安心して暮らせる環境づくりには、男女間の暴力を予防・根絶する基盤づくりに取り組むとともに、被害者の安全を確保し支援する体制を関係機関と連携し整備する必要があります。

令和6年町民意識調査結果から、「DV被害の有無」（図11）を見ると、男女全体では9.0%の方がDV被害を受けたことが「ある」と回答しています。男女別で見ると、女性で12.2%、男性で4.8%の方が、DV被害を受けたことが「ある」と回答しています。

また、「DV被害の相談先」（図12）を見ると、DV被害相談をした先は「家族や親族」が最も多く、「公的機関の窓口・電話」に相談した人は少数でした。相談しなかった理由は「相談しようと思わなかった」が30.8%で最多であり、「相談したかったが出来なかった」「相談場所がわからなかった」と回答した方もありました。また、「DV被害に対する公的機関相談先の認知度」（図13）を見ると、相談先を「知らない」と回答した方が6割を超える結果となっています。公的機関等の相談窓口の周知を進めることで、DV被害の相談から適切な支援につなげられる可能性がより高くなると考えられます。

男女がともに個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指している本町にとって、人権を踏みにじり、男女平等を侵害するDV問題は、迅速かつ効果的に取り組むべき課題です。DVの根絶に向けた啓発、公的機関相談窓口の周知及び被害者への支援環境の整備等、幅広い取組を引き続き推進する必要があります。

図11 DV被害の有無（令和6年町民意識調査結果）

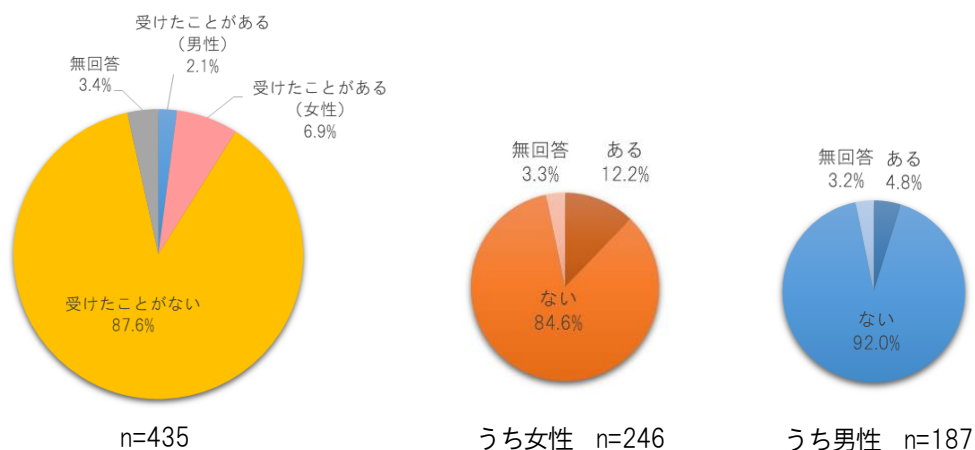


図12 DV被害の相談先（令和6年町民意識調査結果）

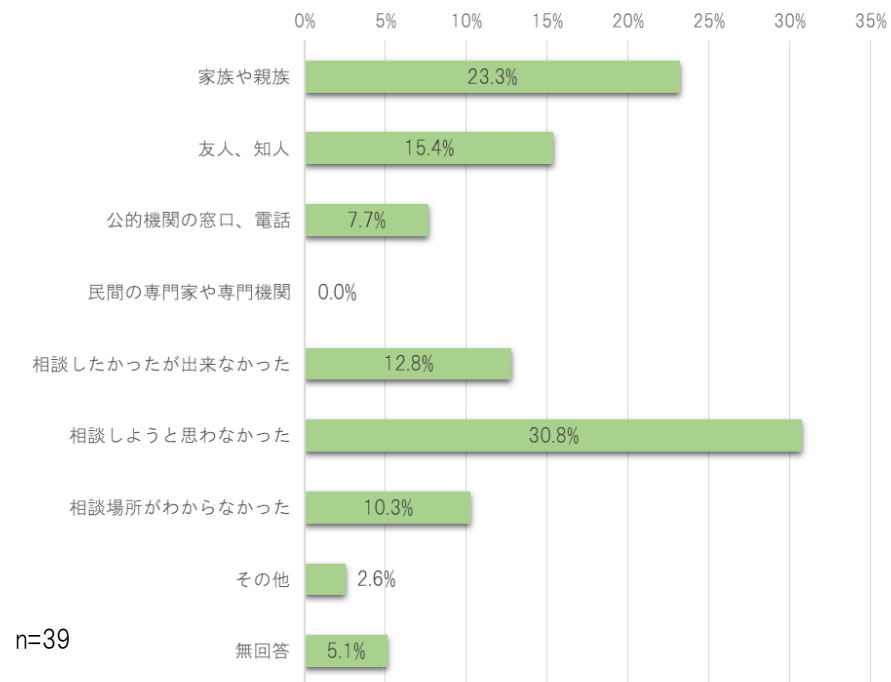
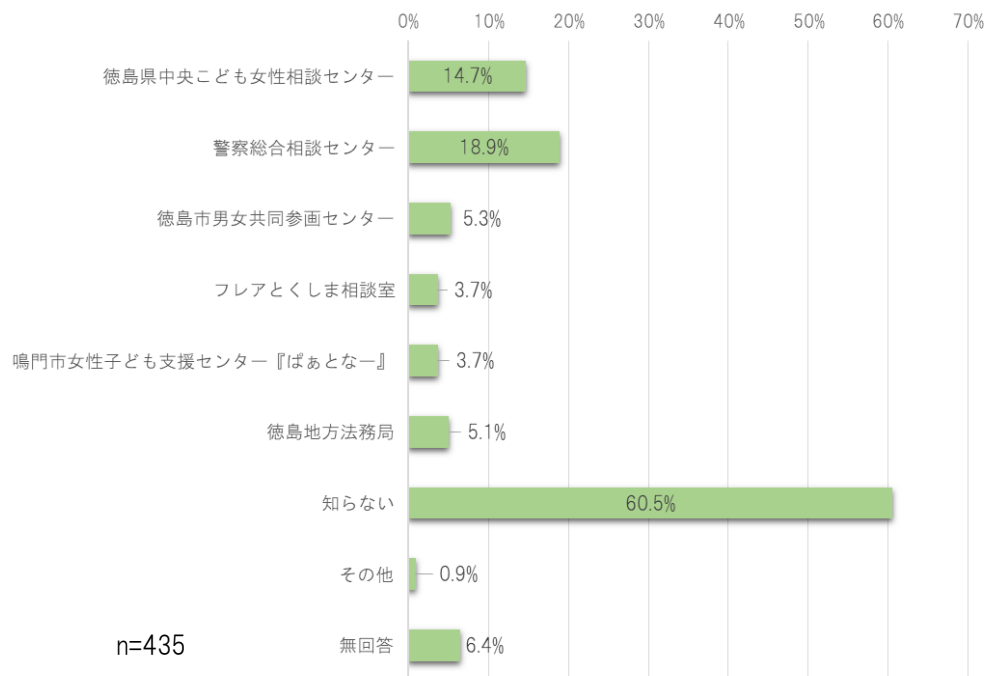


図13 DV被害に対する公的機関相談先の認知度（令和6年町民意識調査結果）



健康づくりと福祉の充実に関する現状と課題

全ての町民が生涯に渡り心身の健康を保持し、充実した毎日を送るためには、各種健診（検診）や予防対策に取り組む必要があります。また、一人一人のライフステージに応じた健康づくりを支援することも重要です。

加えて、高齢者が自ら積極的に社会参加する場の確保やコミュニティ活動を促進、また、障がいの有無やひとり親家庭など様々な属性や家族形態にある人たちが、その能力や意欲を発揮しながら社会参画し、自立した生活が送れるよう、地域福祉の充実に、引き続いて取り組む必要があります。

困難な問題を抱える女性に関する現状と課題

女性は女性であるが故に、様々の困難に陥ることが多く、女性をめぐる課題は、生活困窮、性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しています。そうした中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、困難な問題を抱える女性が自らの意思を尊重されながら、置かれた状況に応じた支援を受けられることにより、その福祉が増進され、自立して暮らすことができる社会を実現することを目的に、困難女性支援法が令和6年4月に施行されました。困難な問題を抱える女性にとって最も身近な相談先として、市町村がその役割を果たすことが重要とされています。

令和6年町民意識調査結果から、「今抱えている悩みの有無」（図14）を回答者全体で見ると、32.6%の方が「ある」と回答しています。男女別で見ると、女性では35.4%、男性では28.9%の方が、「ある」と回答しています。

また、悩みが「ある」と回答した女性の方で、「今抱えている悩みの内容（女性）」（図15）を見ると、「経済的な困窮」が34.5%、「暴力以外の家族のこと（離婚問題・家庭不和）」が24.1%となっています。その「抱えている悩みの相談先（女性）」（図16）では「家族」に相談した方が47.3%、「友人・知人」に相談した方が32.4%であった一方で、27.0%の方が「相談したことがない」と回答しています。「相談したことがない」と回答した方の「相談しなかった、できなかった理由（女性）」（図17）を見ると、「相談しても思うような対応が期待できないと思った」が55.0%で最も多い回答となりましたが、「相談先を知らなかった」「相談できる相手がいない」との回答も見受けられました。

併せて「各相談機関の相談受付内容の認知度（女性）」（図18）を見ると、「どれも知らない」と回答した方が32.1%で最も多い結果となり、相談窓口の更なる周知が課題です。

困難な問題を抱える女性に対し、包括的かつ切れ目ない支援を届けられるよう、相談窓口の周知と啓発及び関係機関、民間団体等と連携し、支援の充実に努める必要があります。

図 14 今抱えている悩みの有無（令和6年町民意識調査結果）

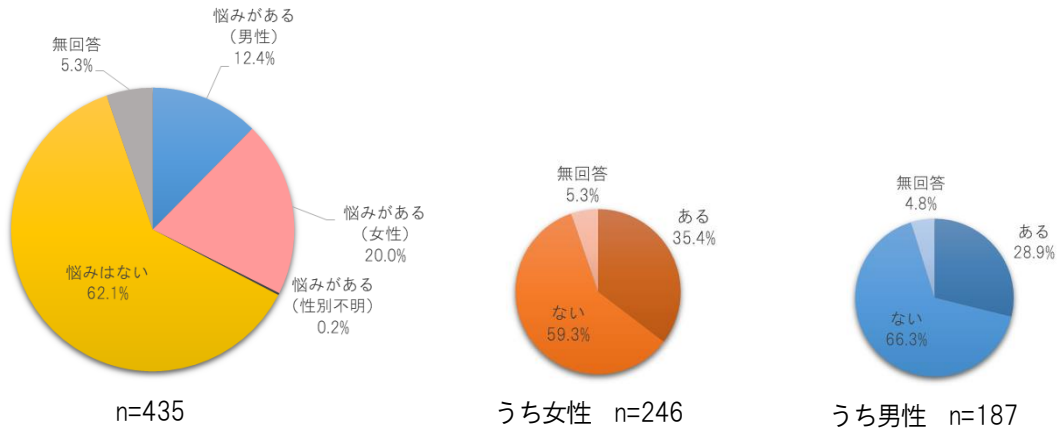


図 15 今抱えている悩みの内容（女性）（令和6年町民意識調査結果）

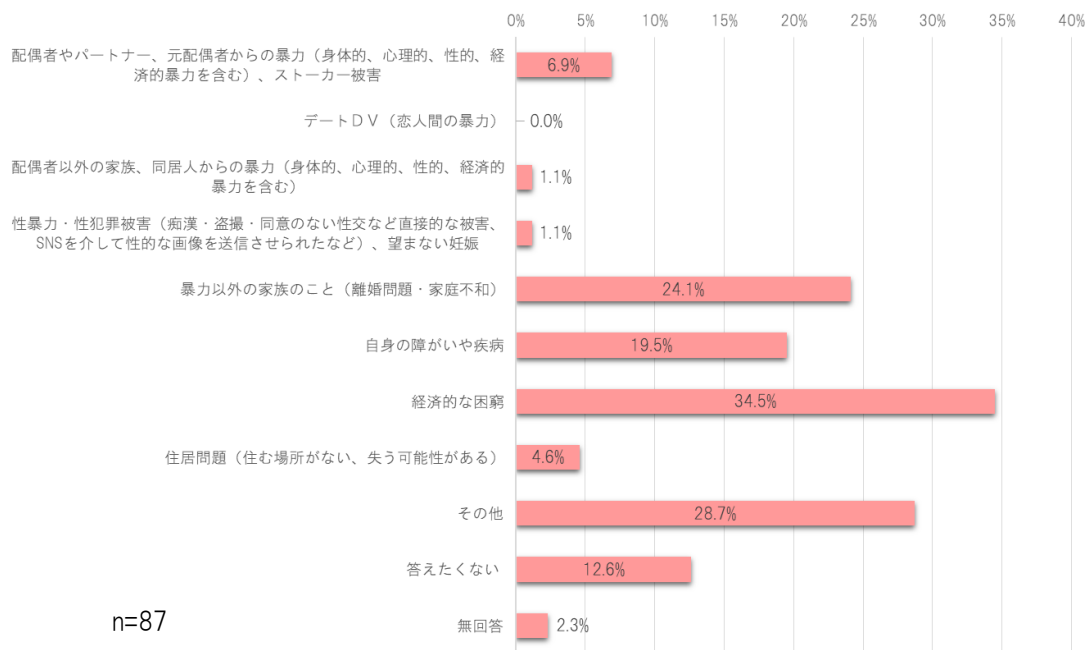


図16 抱えている悩みの相談先（女性）（令和6年町民意識調査結果）

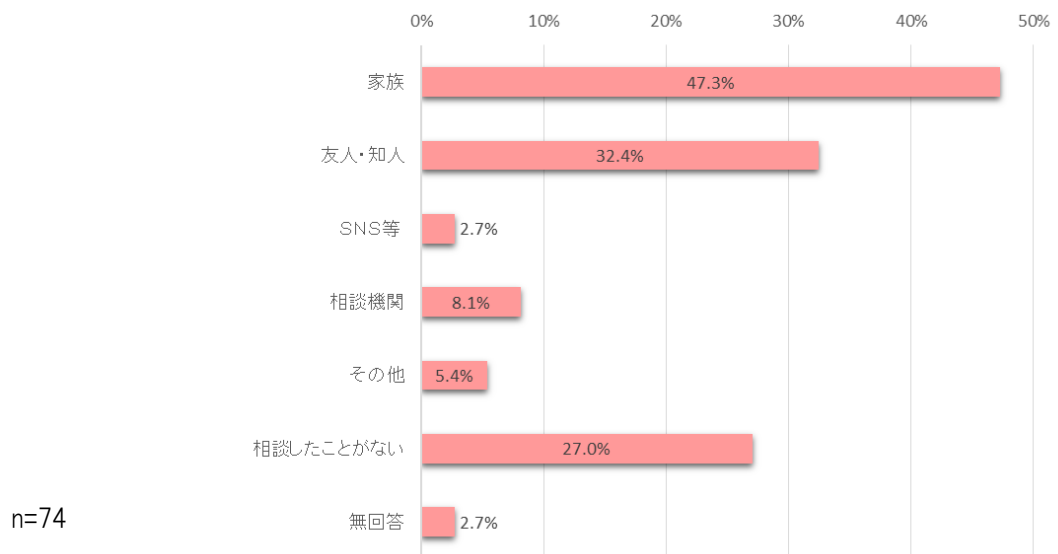


図17 相談しなかった、できなかった理由（女性）（令和6年町民意識調査結果）

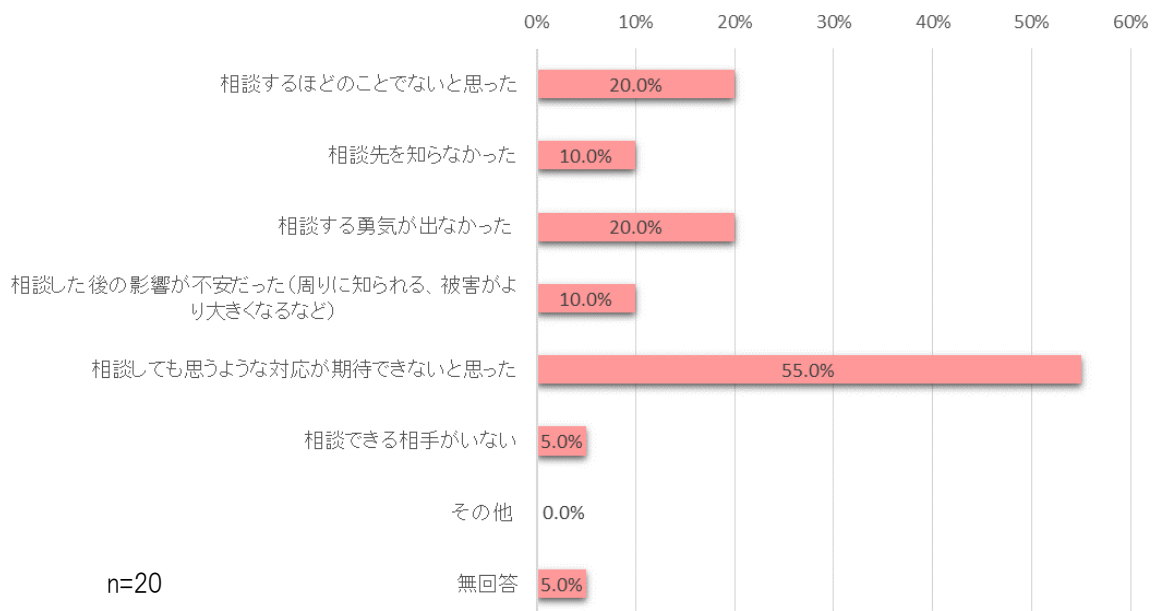
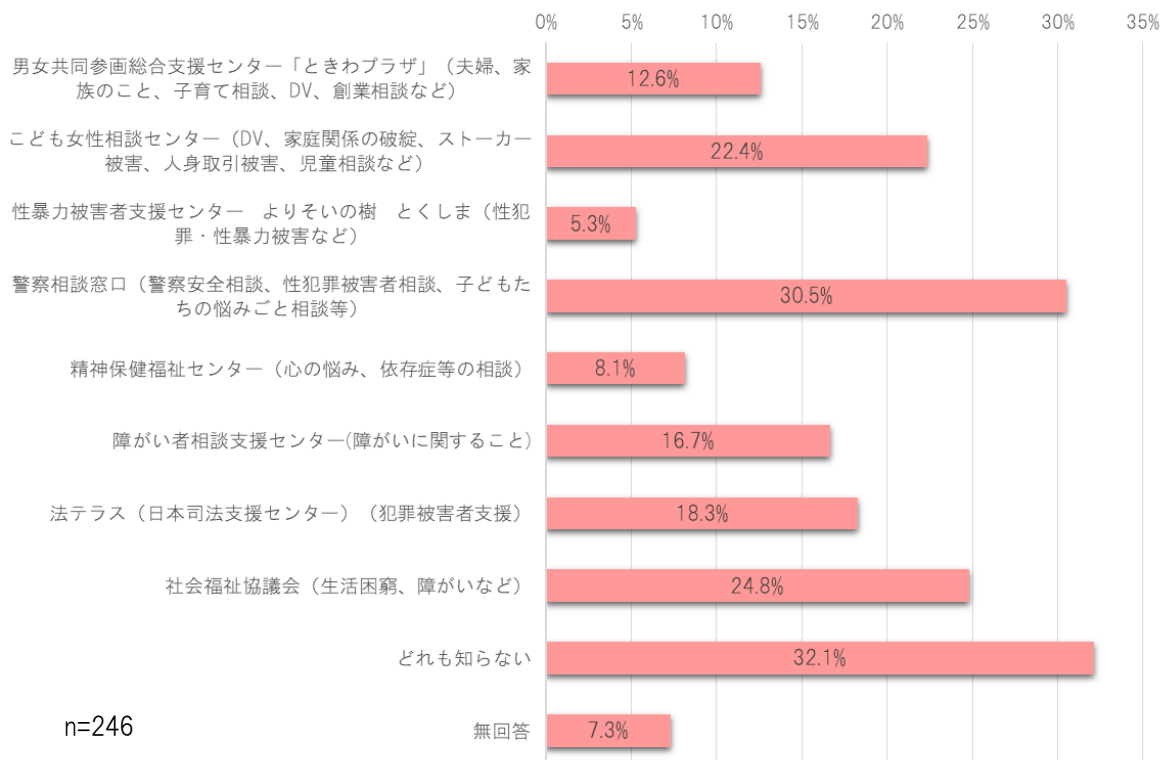


図 18 各相談機関の相談受付内容の認知度（女性）（令和6年町民意識調査結果）



(参考資料) 公的機関相談先一覧

名 称	所 在 地	電話番号等	相談時間等
女性相談支援センター (最寄りの女性相談支援センターにつながります。)	-	# 8778	9:00～17:00 (土・日・祝日・ 年末年始を除く) ※徳島県中央こども女性相談センターの場合
DV 相談ナビ (最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながります。)	-	# 8008	24 時間受付 夜間 (17:00～ 翌朝 9:00) ・土・日・祝日・年末年始は、 コール・センターが対応 ※徳島県中央こども女性相談センターの場合
DV 相談+ (プラス) (内閣府)	-	0120-279-889	電話・メール： 24 時間受付 チャット： 12:00～22:00
性暴力に関する SNS 相談 「Cure time (キュアタイム)」 (内閣府)	-	https://curetime.jp/	メール： 24 時間受付 チャット： 17:00～21:00
女性の人権ホットライン (最寄りの法務局につながります)	-	0570-070-810	8:30～17:15 (土・日・祝日・ 年末年始を除く)
性犯罪被害相談電話 (警察庁)	東京都千代田区 霞が関 2 丁目 1-2	0120-581-037 # 8103	24 時間受付
ときわプラザ (徳島県立男女共同参画総合支援センター)	徳島県徳島市山城町東浜 傍 示 1-1	088-626-6188	10:00～12:00 13:00～17:00 (火 (祝日の場合は、翌日) ・ 日・年末年始を除く)
女性の悩み 110 番 (徳島県中央こども女性相談センター)	徳島県徳島市昭和町 5 丁目 5-1	088-623-8110	9:00～17:00 (土・日・祝日・ 年末年始を除く)
配偶者暴力相談支援センター (徳島県中央こども女性相談センター)	徳島県徳島市昭和町 5 丁目 5-1	088-652-5503	24 時間受付 夜間 (17:00～ 翌朝 9:00) ・土・日・祝日・年末年始は、 コール・センターが対応
よりそいの樹とくしま (中央) (徳島県性暴力被害者支援センター)	徳島県徳島市昭和町 5 丁目 5-1	088-623-5111 # 8891	24 時間受付 夜間 (17:00～ 翌朝 9:00) ・土・日・祝日・年末年始は、 コール・センターが対応
警察総合相談センター (徳島県警察本部)	徳島市万代町 2 丁目 5-1	088-653-9110 # 9110	24 時間受付
鳴門市女性支援センター「ぱあとなー」	鳴門市撫養町南浜字東浜 170 (鳴門市役所内)	088-684-1413	9:00～17:00 (土・日・祝日・ 年末年始を除く)
藍住町社会福祉協議会	板野郡藍住町奥野字矢上前 32-1 (藍住町総合文化ホール 2 階)	088-692-9951	8:30～17:15 (土・日・祝日・ 年末年始を除く) ※各種相談内容により 相談時間が異なる

安心安全なまちづくりに関する現状と課題

多発する風水害や発生が危惧される地震・津波等の被災時において、家事、育児、介護等の家庭的責任が女性に集中することが指摘されており、また、意思決定過程における女性の参画機会の不足から避難所運営における女性のニーズに対する配慮がなされないなどの課題が生じています。

女性が予防、応急、復旧復興の局面で重要な役割を果たしていることを認識し、平常時から地域防災に女性が参画することが求められています。本町でも、災害に強いまちづくりの観点から、地域防災の女性リーダーの養成に、引き続いて取り組む必要があります。

主要課題7 あらゆる暴力の根絶と被害者の支援

施 策	取 組 内 容	担当課
広報・啓発活動の実施	○DV、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止に向けた広報・啓発を推進します。 ○町有施設における展示コーナーの開設など、町民の目に触れやすい啓発に努めます。 ○DV 防止月間に合わせたパネル展示を役場ロビーで実施します。	総務企画課 政策推進室
	○児童虐待防止推進月間に広報紙による啓発と認可保育園・町内の幼稚園・小学校・中学校の児童・生徒へちらし配布による啓発を実施します。	福祉課
研修会等の開催	○学校や青少年健全育成会議と連携し、性犯罪や非行防止に向けた啓発活動に取り組み、教育機会の充実を図ります。	教育委員会
被害者等の保護 及び自立支援	○DV被害者の住所情報保護措置の適切な運用に努めます。	全庁
	○被害者の自立支援に、町営住宅への優先入居を検討します。	生活環境課
相談体制の確立	○こども家庭センターにおいて、児童虐待（父母間 DV による児童虐待を含む）の相談対応に応じるとともに、予防に向け支援を行います。	福祉課
	○青少年健全育成会議において、性犯罪や少年非行の相談対応に応じます。	教育委員会
	○DV等の被害を速やかに相談できるよう、行政機関等が開設している相談窓口の周知に努めます。	総務企画課 政策推進室
関係機関との連携	○DV家庭にある子どもを発見しやすい立場にある教職員や学校等との連携を強化し、早期発見と適切な対応に努めます。	教育委員会
	○児童虐待及び DV 家庭の子どもの安全・安心確保のため、必要な連携を実施します。	福祉課

主要課題8 生涯を通じた健康支援と福祉の充実

施 策	取 組 内 容	担当課
生涯を通じた健康支援	○健診（検診）の充実、情報の提供や健康づくりの推進に努めます。 ○男性が生涯に渡って、健康づくりや地域とのつながりを持って、心身共に充実した生活ができるよう環境整備に努めます。	健康推進課 保健センター
妊娠出産期における健康支援	○こども家庭センターにおいて、妊娠・出産・子育て期に、母子ともに健康な生活ができるよう支援します。	福祉課
	○女性のライフステージに応じた健康増進を推進します。	保健センター
高齢者の生活安定と自立支援	○高齢者の生きがいづくりと社会参加のため、老人クラブ等の地域活動を支援します。 ○シルバー人材センターの活動を支援します。	福祉課
障がいのある人の生活安定と自立支援	○障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう必要かつ適正なサービスの提供体制の確保や相談支援体制の充実を図ります。	福祉課
多様な家族形態への支援	○ひとり親家庭など、多様な家族形態の生活の安定と福祉の充実を図ります。	福祉課

主要課題9 困難な問題を抱える女性への包括的かつ切れ目のない支援

施 策	取 組 内 容	担当課
支援体制の確立	○一次窓口を設置し、最も身近な支援の窓口となるよう支援体制の確立を図ります。	総務企画課 政策推進室
相談窓口の周知	○困難な問題を抱える女性へ支援が届くよう、相談窓口等に関する周知・啓発を行います。	総務企画課 政策推進室
関係機関との連携	○関係各課、民間団体と連携し、包括的かつ切れ目のない支援の推進を図ります。	関係各課

主要課題10 安心して暮らせるまちづくり

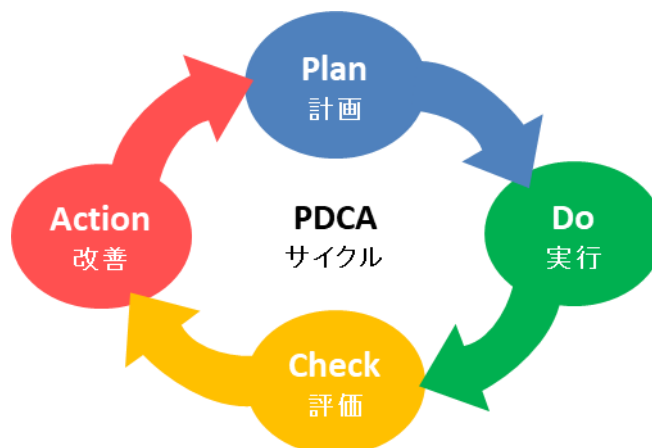
施 策	取 組 内 容	担当課
男女共同参画の 視点に立つ地域 防災の推進	○男女共同参画の視点を取り入れた防災訓練や女性の防災活動への積極的な参加を促進します。 ○地域防災力を向上するため、出前講座の開催と自主防災組織の結成推進に努めます。	総務企画課 危機管理室
防犯・交通安全 対策の強化	○警察などの関係機関と連携し、犯罪被害防止に関する研修会を開催します。 ○防犯、交通安全に関する広報・啓発に努めます。	総務企画課 危機管理室
	○スクールガードリーダーや下校時見守り巡視員の巡回により、交通安全と防犯活動を推進します。 ○学校における集団登校の適切な実施と、通学路安全対策推進会議における定期的な通学路の合同点検を実施します。	教育委員会
	○交通安全に関する広報・啓発に努めます。 ○通行の安全確保のため町道と交通安全施設の整備に努めます。 ○道路照明・防犯灯の適切な維持整備に努めます。	建設産業課

第5章 推進体制の整備

男女共同参画に関する取組は広範囲かつ多岐に渡っており、各施策を着実に推進するためには全庁的な推進体制が必要です。本プランの進行管理に当たっては、庁内に常設の男女共同参画推進本部において各施策の進行管理とPDCAサイクルに基づく評価点検を実施するとともに、本プランの基本理念が全庁的に共有されるよう努めます。

また、男女共同参画の実現については、全ての町民の理解と参画を得る必要があるため、町は男女共同参画に関する情報の「見える化」に努め、町民の参加を促進します。さらに、国、県、事業者、団体、地域が連携・協働することにより、全町を挙げた取組となるよう努めます。

施 策	取 組 内 容	担当課
庁内推進体制の整備	○本プランの主旨を理解し男女共同参画の意識が浸透するよう、研修等により全職員の意識改革に努めます。	総務企画課
	○男女共同参画の視点から町の施策を点検し、各種計画が適切に定められるよう努めます。	総務企画課 政策推進室
	○男女共同参画を推進するための条例について検討します。	
計画の進行管理	○プランの進捗状況について定期的に確認し、社会情勢の変化に合わせた施策の見直しを随時行います。 ○計画の実効性を確保するため、プランの進捗状況を毎年1回、ホームページで公表し、進行管理に努めます。	総務企画課 政策推進室
町と事業者・各種団体等との協働と連携	○町内全体で男女共同参画の取組が推進されるよう、国、県、事業者、団体、地域等と連携、協働を進めるとともに、情報提供などの支援に努めます。	総務企画課 政策推進室
	○支援に関する様々な情報提供を充実させるとともに、関係機関と連携しながら、相談体制の整備を図ります。	総務企画課 政策推進室 福祉課



指標と数値目標

主要課題	施策	指標	現状値 (令和5・6)	目標値 (令和10)
【主要課題1】 人権尊重・男女共同参画の推進に向けた意識づくり	個人の尊厳と人権を尊重する啓発活動の推進	町民参加型講座の開催	1.6 回/年	2 回/年
	男女共同参画に関する広報・啓発の推進	広報、エーアイテレビ等での人権・男女共同に関する広報・啓発	3.8 回/年	4 回/年
		男女共同参画週間に合わせたパネル展示	1 回/年	1 回/年
	男女共同参画に関する情報・基礎資料の収集	町民意識調査の実施	1 回/5 年	1 回/5 年
【主要課題2】 人権尊重・男女共同参画に関する教育・学習機会の充実	男女共同参画の視点に立つ家庭・地域教育の推進	人権学習発表会及び講演会の開催	1 回/年	1 回/年
		「男女共同参画社会」の用語周知度	79.5%	100%
【主要課題3】 家庭生活と職業生活の両立支援	保育施設・子育て支援の充実	保育所待機児童の数（4月1日現在）	0 人	0 人
		板野東部ファミリー・サポート・センターの会員数	1,044 人	1,200 人
	ワーク・ライフ・バランスの普及・促進	男性町職員の育児休業取得率	80%	100%
		女性町職員の育児休業取得率	100%	100%
		「ワーク・ライフ・バランス」の用語周知度	75.4%	100%
【主要課題4】 就業の分野における男女共同参画の推進	雇用の分野における男女共同参画	「男女雇用機会均等法」の用語周知度	93.1%	100%
		創業塾受講後に創業した人数	4 人	5 人
	多様な就業ニーズを踏まえた職場環境の整備	「育児・介護休業法」の用語周知度	94.0%	100%
	女性の雇用機会・就業分野の拡大	赤ちゃん先生クラスの開催	15.6 回/年	16 回/年
【主要課題5】 政策・方針決定過程への女性参画の推進	審議会・委員会等への女性参画の推進	地方自治法第 202 条の 3 に基づく審議会等の女性登用率	36.0%	40%以上
		地方自治法第 180 条の 5 に基づく委員会等の女性登用率	25.0%	30%以上

主要課題	施策	指標	現状値 (令和5・6)	目標値 (令和10)
【主要課題5】 政策・方針決定過程 への女性参画の推進	審議会・委員会等への 女性参画の推進	「ポジティブ・アクション（積極的改善措置）」の用語周知度	62.5%	100%
	管理職への女性職員の 登用の推進	町職員管理職の女性登用率	62.5%	45%以上
【主要課題6】 地域における男女共同参画の推進	多文化共生の促進	外国語講座の開催数	3.8 講座/年	6 講座/年
【主要課題7】 あらゆる暴力の根絶 と被害者の支援	広報・啓発活動の実施	「DV防止法」の用語周知度	68.8%	100%
		広報、エーアイテレビ等での DV根絶に関する広報・啓発	2.8 回/年	3 回/年
		DV 月間に合わせたパネル展示	1 回/年	1 回/年
	相談体制の確立	DV被害の公的機関相談先 を「知らない」率	60.5%	0%
【主要課題8】 生涯を通じた健康支援 と福祉の充実	生涯を通じた健康支援	特定健康診査の受診率	33.8%	47%
		健康づくり講座等の開催	4 講座/年	4 講座/年
		男性料理教室の開催	1.2 回/年	2 回/年
【主要課題9】 困難な問題を抱える 女性への包括的かつ 切れ目のない支援	相談窓口の周知	公的機関相談先を「知らない」 率	34.3%	0%
【主要課題10】 安心して暮らせるま ちづくり	男女共同参画の視点に 立つ地域防災の推進	自主防災組織の代表者の女性 登用率	7%	30%
		防災会議委員の女性登用率	19%	30%
	防犯・交通安全対策の 強化	道路照明・防犯灯の設置数	2,539	2,600

注) 現状値の一部は、第3次プラン計画期間（平成31年度から令和5年度）の平均で表示。

資料編

男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十

分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、そ

れぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会
（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年一二月二二日法律第一六〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

徳島県男女共同参画推進条例

(平成14年3月29日徳島県条例第12号)

前文

男女が性別にかかわらず、個人として尊重され、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画し、その個性と能力を十分に生かしながら、共に責任を担っていく社会を実現することは、私たち徳島県民の願いである。

これまで、国際社会や国内の動向を踏まえて様々な取組が進められてきたが、今なお、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残っている。

徳島県では、仕事を持つ女性の比率が全国平均と比べて高く、経済分野での女性の進出は進んでおり、これからの徳島県づくりは、少子高齢化等の社会の急速な変化に的確に対応しつつ、男女が社会や職場で活躍しやすい環境を作り出すことを重要な課題として位置付けながら、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進を図っていく必要がある。

ここに、私たちは、協働して男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、豊かで活力のある二十一世紀の徳島県を築くため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力のある社会を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることそ

の他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画は、男女が、社会における対等な構成員として、県における施策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画は、男女が生涯を通じて健康であること並びに男女がそれぞれの身体の特徴について互いに理解を深めることにより、安全な妊娠及び出産が快適な環境の下にできるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画は、国際社会の動向を踏まえながら、推進されなければならない。
(県の責務)

第四条 県は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者、国及び市町村と協働して取り組むように努めるものとする。
(県民の責務)

第五条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、主体的に男女共同参画の推進に努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。
(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、主体的に男女共同参画の推進に努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第七条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメン

ト（性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。）を行ってはならない。

- 3 何人も、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び配偶者であった者に対する暴力的行為（身体的又は精神的に著しい苦痛を与える行為をいう。）を行ってはならない。

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（基本計画）

第八条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、県民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

- 4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、徳島県男女共同参画会議の意見を聴かなければならない。

- 5 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第九条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

（県民及び事業者の理解を深めるための措置）

第十条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるように適切な措置を講じなければならない。

（男女共同参画の推進のための教育等）

第十一条 県は、男女共同参画の推進のための教育及び学習活動の充実に努めるものとする。

（調査研究）

第十二条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

（施策の推進状況の公表）

第十三条 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の推進状況を公表するものとする。

（推進体制の整備等）

第十四条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

（県民等との協働等）

第十五条 県は、男女共同参画の推進に関し、県民及び事業者と協働するように努めるとともに、県民及び事業者が行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（市町村との協働等）

第十六条 県は、男女共同参画の推進に関し、市町村と協働するように努めるとともに、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（施策に関する申出の処理）

第十七条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について県民又は事業者から申出があったときは、適切な処理に努めるものとする。

- 2 知事は、前項の申出の処理に当たって、特に必要があると認めるときは、あらかじめ、徳島県男女共同参画会議の意見を聴くことができる。

- 3 知事は、第一項の申出に対する処理の結果を徳島県男女共同参画会議に報告するものとする。

（相談の申出の処理）

第十八条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害について県民又は事業者から相談の申出があったときは、関係行政機関と協力して適切な処理に努めるものとする。

第三章 徳島県男女共同参画会議

（設置）

第十九条 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、徳島県男女共同参画会議（以下「参画会議」という。）を置く。

- 2 参画会議は、前項の規定による調査審議を行うほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べることができる。

（組織）

第二十条 参画会議は、委員二十人以内で組織する。

- 2 参画会議に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

（会長及び副会長）

第二十一条 参画会議に、会長一人及び副会長一人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員及び専門委員)

第二十二条 委員及び専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満としないものとする。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第二十三条 参画会議の会議は、会長が招集する。

2 参画会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 参画会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第二十四条 参画会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

(雑則)

第二十五条 この章に定めるもののほか、参画会議の運営に関し必要な事項は、会長が参画会議に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第八条の規定により策定された基本計画とみなす。

附 則

この条例は、平成二十六年一月三日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配

偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、

その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

- 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父

子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（接近禁止命令等）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を

除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為を行うこと。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶

者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定す

る電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

- 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。
(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時のにおける事情

三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受

けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時のにおける事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令

が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一百十二条 第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百十二条 第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第一百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第一百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第一百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第一百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書

第百六十条 第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条 第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条 の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条 の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条 第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百十五 条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十 一条の三第 二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十 一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定

は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	被害者	被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年

以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理

由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関

する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二五日法律第五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年五月一九日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（保護命令事件に係る経過措置）

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置）

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。）を準用する」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百十一条第一項第三号の改正規定、同法第八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第八十三条の改正規定、同法第八十九条の改正規定及び同法第九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計

画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。一事業主行動計画の策定に関する基本的な事項二女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項三その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

- 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品

又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すこと

ができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条

の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般

事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項にお

いて「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定に

かわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二九年三月三十一日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附

則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定においては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年六月五日法律第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年三月三十一日法律第一二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条

の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七條の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(平成 30 年 5 月 23 日法律第 28 号)

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（以下「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公

共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの（次項において「社会的障壁」という。）及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供（同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大

をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年六月一六日法律第六七号)

この法律は、公布の日から施行する。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和4年法律第52号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連

施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計

画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

- 第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。
- 2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育

等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。)並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要

な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

- 2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援

センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関当該機関の職員又は職員であった者

二 法人当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

（教育及び啓発）

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定

に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定公布の日

二 附則第三十四条の規定この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築

及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一五日法律第六六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行

する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

藍住町男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 藍住町における男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の基本となる計画（以下「基本計画」という。）の策定およびその推進を図るため、藍住町男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 町長の諮問に応じ、基本計画の策定に関する事項について審議し、町長に報告すること。
- (2) 基本計画に基づく取組の推進に関すること。
- (3) その他上記項目の実施に際し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、副町長及び別表の本部員をもって組織する。

- 2 本部に本部長及び副本部長を置く。
- 3 本部長は副町長をもって充て、副本部長は本部長が指名する。
- 4 本部長は、本部を総理し、本部を代表する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 本部長は本部会議を主宰する。

- 2 本部会議は、本部長が必要に応じ招集する。

(幹事会)

第5条 本部に所掌事務の円滑な運営と必要事項について協議するため、幹事長および幹事を置く。

- 2 幹事長は、総務企画課政策推進室長をもって充て、幹事は、本部員が推薦する者をもって充てる。
- 3 幹事長は、幹事会を招集し、これを主宰する。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、総務企画課政策推進室において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則（平成25年6月3日）

- 1 この要綱は、平成25年6月3日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成30年9月28日）

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成36年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和2年4月1日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月3日）

- 1 この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

第4次藍住町男女共同参画プラン

令和7年1月

発行：徳島県藍住町

編集：藍住町総務企画課政策推進室

〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1

電話：088-637-3124 ファクシミリ：088-637-3155

